

第 1 回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成 30 年（2018 年） 8 月 3 日（金） 15:15～16:45
- 2 場 所 県庁新館 4 階 教育委員会室
- 3 出席者 山本委員、大平委員、佐藤委員、住本委員、澤教育次長
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

■あいさつ

■会議の成立確認

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第 7 条第 3 項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

■会議の公開・非公開について

（事務局）

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第 5 条第 1 項の規定により、今回の議題等についてはすべて公開とすることを決定

■議題

議題① 委員長の選出

山本委員を委員長に選出

住本委員を委員長職務代理に指名

議題② 平成 30 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について

（委員長）

それでは事務局より、議題②の「平成 30 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会について」説明していただき、審議に入りたいと思います。では、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「平成 30 年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」について説明いたします。

まず、当委員会の役割について確認させていただきます。いじめ防止対策推進法の条文の抄を 1 ページ、2 ページに掲載しております。本委員会はこのいじめ防止対策推進法第 14 条第 3 項の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例により設置しております。3 ページに滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例を掲載しております。「設置」については、第 1 条のとおりです。「所掌事務」としましては、条例第 2 条です。当委員会では、法第 14 条第 3 項に定めるもの、つまり、教育委員会の諮問に応じて、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため」の審議を行っていただくことと、法第 24 条、法第 28 条に関する調査をしていただくことの 2 つとなります。

法第 24 条、法第 28 条の調査とは、1 ページに戻っていただきまして、法第 24 条として学校から報告を受けたいじめ事案について必要があるときの調査と、法第 28 条重大事態または同種の事態の発生防止に資するための調査を行うこととなります。

この法第 28 条の重大事態についてはこのあと別途説明させていただきます。3 ページの条例の方に戻ってください。条例第 7 条にあります会議については、委員長に招集をしていただくこととなります。今年度は定例の開催を今回の 1 回と考えております。開催の必要が生じましたら、教育委員会の事務局から、委員長にお願いいたしますので、委員の皆様には、その際、御出席をいただきますようお願いいたします。

続いて、当委員会の運営要領について、5 ページを御覧ください。第 1 条から第 3 条に関しては先に説明させていただきました。第 4 条の議事録の作成についてです。会議の議事録を (1) から (6) の内容について事務局が作成します。皆様には内容の確認をお願いすることとなりますので御協力をお願いいたします。

会議の公開については 6 ページを御覧ください。運営要領第 5 条ですが、当委員会の会議は原則として公開とします。ただし、法第 24 条、法第 28 条の調査、つまり、県立学校において発生したいじめ事案の調査の内容を議事とするときには、非公開となります。

同様に、議事録等の公開については、要領第 6 条のとおり、原則公開いたします。非公開となるものは、基本的には、法第 24 条、法第 28 条の調査と第 3 項にありますとおり、滋賀県情報公開条例第 6 条に該当する場合となります。なお、議事録については県教育委員会ホームページに掲載いたします。

一旦ここまでのところで、御意見等、お願いいたします。

(委員長)

事務局からの委員会の役割の説明について、御質問や御意見はございますでしょうか。

(委員)

特になし。

(委員長)

それでは事務局より、当委員会の重大事態の対応について説明をお願いします。

(事務局)

それでは、当委員会の重大事態の対応について説明いたします。7ページを御覧ください。重大事態が発生した場合、この「重大事態に係る調査実施要領」に従って、調査を実施していただくことになります。

まず、1の「重大事態」の意味ですが、①生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと思われる場合、これは、法第28条第1項第1号に示されていることから、1号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「生命・心身・財産重大事態」と呼ばれています。②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。この相当の期間とは年間30日を目安とします。これは、法第28条第1項第2号に示されていることから、2号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「不登校重大事態」と呼ばれています。この1号、2号に該当しないものの、③のように、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあった場合も「重大事態」として取り扱うことになります。

このような「重大事態」が発生したときには、2の調査の目的にありますとおり、当該事案への対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施していただきます。

その際、調査の主体を決定する必要があります。調査の主体については、78ページから掲載しております参考資料、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の85ページ、調査組織の種類を参照してください。調査の主体は、①学校の設置者が主体、②学校が主体の2種類になります。この①の学校の設置者が主体となる場合が当委員会による調査となります。

7ページに戻っていただくと3に、本調査委員会が調査を実施する基準を示しています。

- ①学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合。
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。
- ③学校の調査報告が不十分であった場合。
- ④第三者性が求められる場合。

以上、4つの基準で教育委員会が判断し、当委員会に必要な応じて調査を依頼します。

具体的な調査方法については、4詳細調査の(1)～(6)に示しているとおりです。

特に（６）の部分でございますが、冒頭の教育次長の挨拶のとおり、①「子ども目線に立って、子どもの最善の利益の実現を目指す」ことを調査の留意点として確認させていただきます。

調査していただいた内容については、報告書としてとりまとめ県教育委員会に答申していただくこととなります。10 ページには、ただ今説明させていただいた、調査審議の流れをまとめております。また、11 ページには、県立学校で実際にいじめ事案が発生した場合の対応をフロー図で示しております。

各県立学校でいじめ重大事態が発生したときには、各学校でいじめ対策委員会が開かれます。その報告が県教育委員会に入ります。県教育委員会は知事へ報告をします。次に、調査主体の判断を行います。事案によって当調査委員会か、学校いじめ対策委員会か、どちらかの組織で調査を行います。いずれの主体の調査結果も被害児童生徒・保護者、加害児童生徒・保護者に報告します。この際、生徒・保護者から意見を聞き、その意見を添付し、最終的に知事へ報告することとなります。知事は必要に応じて再調査を実施することがあります。以上が重大事態の対応についてでございます。

（委員長）

ただ今の事務局からの説明について、御質問・御意見はございますでしょうか。

（委員）

重大事態が発生した時のフローチャートにつきましては10、11 ページに載せていただいているんですが、タイミングと言いますか、まず、重大事態が発生したということを教育委員会で把握をされ、そして、この委員会も招集するという流れになるんでしょうか。もう少し委員会の招集よりも前段のところでは何か検討されるということでしょうか。

（事務局）

重大事態には第1号と第2号がございますので、その判断をする必要がございます。第2号は不登校という形のもので、相当の期間、およそ30日を目安というふうに文科省は言っておりますけれども、不登校につきましては、学校復帰ということを目指するために、文科省のガイドラインでも、学校が主体となってやるべきということが示されておりますことから、教育委員会の方で学校主体でやるべきか、調査委員会でやるべきかということ、判断させていただいた上で、これは調査委員会ということになりましたら、調査委員会の皆様方に調査について諮問させていただきます。

（委員）

他府県でも同じようなお役をいただいています。いじめについては重大事態とそれ以外という分け方をするということですが、重大事態とそれ以外の、「それ以外」のところを、

例えば「要指導」、「要支援」、「見守り」、「重大事態」とする。おそらく、このように分ける方が現場の先生方もイメージしやすいように思います。つまり「要指導」の場合は、いじめの行為は続いている状況。これは指導しないといけないですね。それと、被害の児童生徒が心身に非常に苦痛を感じている。この条件があれば「要指導」。「要支援」の場合は、いじめの行為は止んでいるんだけど、被害児童生徒の心身の苦痛は続いている。サポートが必要だ。これは「要支援」。そして「見守り」の場合は、国が目安として3カ月と言っておりますので、行為は当然止んでいますが、心身の苦痛がまだ続いていたり、あるいは少しくールダウンしたりしている状況の場合は「見守り」という分け方があるように思います。

詳しく申し上げますと「解消」もあると思うんです。「要指導」、「要支援」、「見守り」、「解消」、「重大事態」ですかね。こういう分けの方が、現場の先生方はイメージして指導に結び付けやすいと思います。おそらくアンケートをとった場合でも、そのような具体的な集計の方が対応もイメージしやすいのではないかと思います。

(委員長)

貴重な御指摘ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

(委員長)

それでは事務局より、滋賀県いじめ防止基本方針について、説明をお願いします。

(事務局)

それでは続きまして、昨年9月に改定しました、滋賀県いじめ防止基本方針について御説明いたします。12～30ページに基本方針を掲載しておりますが、本日はこの方針をまとめた概要版を別紙でお配りしておりますのでそちらを御覧ください。

Iの改定理由を御覧ください。改定理由としましては、国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成29年3月）」が改定されたこと、また、県の基本方針の策定後3年が経過しており、県としての課題に対応するために改定を行いました。

次に、IIの滋賀県いじめ防止基本方針の改定のポイントを御覧ください。「滋賀県いじめ防止基本方針」の改定のポイントとしましては、国において改定された内容への対応と、本県として「学校の取組が組織的な対応となっていない場合があること」、「インターネットによるいじめへの対応が十分でないこと」、「関係機関との連携が十分でないこと」、「教員が児童生徒と向き合う時間の確保が困難なこと」といった課題があると当委員会から御意見をいただきましたので、これらの課題への対応を改定ポイントとしています。

右上を御覧ください。改定のポイントを踏まえまして、「滋賀県いじめ防止基本方針」の具体的な内容について説明いたします。まず、「いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」において、いじめ問題への対処において重要な考え方を新たに記載しました。①いじ

めの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題であること、②「子どもの目線」に立ったいじめの把握と組織的かつ迅速な対応による「いじめ解消」を目指すこと、③児童生徒自らがいじめの問題について考え、議論する活動など、児童生徒自身による主体的な活動が重要であること。この3点を重要な考え方として追加しました。

次に、いじめへの対応としては、(1) いじめの未然防止 (2) いじめの早期発見 (3) いじめへの対処 (4) 関係機関や地域、家庭との連携の4つに分けて、対応を記載しています。

この中で、「(1) いじめの未然防止」においては、児童生徒の自主的な活動の推進を、「(3) いじめへの対処」においては、「いじめ解消」の要件について追加しています。特に「いじめ解消」の要件は、これまで基準等が示されていませんでしたが、国において要件が明確化されたため、本県においても基本方針に明記しています。具体的には、いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること、心身の苦痛を感じていないことを本人、保護者に面談等により確認すること、の2要件が満たされている状態が「いじめ解消」となります。

また、いじめの問題について、学校と関係機関や地域との連携が十分でないとの課題がありましたので、「(4) 関係機関や地域、家庭との連携」の項目を追加し、いじめの問題について学校のみでは適切に対応できない事案について、警察等の関係機関との情報共有や、PTAや地域の関係者と学校との連携を新たに記載いたしました。

また、表の左下に「いじめ防止等のために県が実施する施策」をまとめております。これにつきましては、このあと別途説明いたします。なお、ただいま説明いたしました主な改定内容などにつきましては、資料の12～30ページに「滋賀県いじめ防止基本方針」の全文を記載しておりますので、御覧いただきますようお願いします。

この改定のあと、すべての県立学校がこの県の方針を参酌し、各学校の現状を踏まえた基本方針の改定を3月に行いましたことを報告いたします。滋賀県いじめ防止基本方針については、以上です。

(委員長)

ただ今の事務局からの説明について、御質問・御意見はございますでしょうか。

(委員)

いじめの防止等のために県が実施する施策の(11)ですが、いじめで悩む子どもへの組織的支援。ここに、「子どもの声を受け止め、市町教育委員会等と連携」があるんですが、これは具体的にはどうされることを指しておられるか教えていただけるでしょうか。

(事務局)

滋賀県では、いじめで悩む子ども相談を行っております。これは、いじめで悩む子どもたちの電話を受け、子どもたちと、もしくはその保護者と、どうすればいじめを解消でき

るのかということ相談員と一緒に考えるという形の相談でございます。この相談の中で、市町教育委員会等に話をしてもらってもよいという本人や保護者の承諾が得られましたら、市町教育委員会と連携して、子どもの声を受け止めながら、その子への支援といじめの解消をしていくということを推進しております。

また、それ以外にもスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーのお力をいただきながら、子どもたちの支援、指導に努めているところでございます。とりわけ、スクールソーシャルワーカーにつきましては、滋賀県には 19 の市町がありますが、その 19 市町の 19 小学校に配置し、配置校からその市町の学校にも派遣できるシステムを整えております。

また、スクールカウンセラーも、中学校区を主体に配置させていただいておりますし、県立高等学校、それから県立中学校全てに配置してございます。小学校にも少なくとも 6 時間の派遣、また、小学校重点校 30 校に単独でスクールカウンセラーを配置しています。これからも市町教育委員会の皆様方の協力を得ながら、子どもたちへの支援をしてまいります。

(委員長)

ありがとうございます。他に何かございますでしょうか。

(委員長)

私から感想と言うか、重大事態の判断に関わらせていただく時によく悩むのが、本当に学校に行けなくなってる理由がどこにあるのか判断がとても難しい事案が結構あります。いじめの解消の要件を明確化していただきましたが、それでもやっぱり当てはめるのはとても難しいなということを実感しております。感想です。

他、特になければ次へいかせていただきます。

(委員長)

平成 29 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果および、平成 30 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策についてお願いします。

(事務局)

それでは事務局より、平成 29 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果と平成 30 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について説明をいたします。

まず平成 29 年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策の実施結果について説明いたします。31 ページを御覧ください。

生徒指導・いじめ対策支援室が行っている事業の中で、主なものだけ御説明申し上げます。一番大きなものは、「スクールカウンセラー等活用事業」です。40 ページを御覧ください。

い。小学校重点校を5校拡充し、25校に配置しました。この事業では子ども、保護者のカウンセリングや教員対象の研修を実施しております。支援の充実を図り、いじめの早期発見、早期対応に努めてまいりました。

また、「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、学校不適應の課題が大きい小学校19校にスクールソーシャルワーカー14名を配置しました。配置校を含め184校で、いじめや友人の問題にスクールソーシャルワーカーが関わりアセスメントを行うことで、いじめの早期発見や未然防止につながりました。

次に、「いじめの未然防止」に係る施策について説明いたします。資料は戻りまして、37ページです。本室では児童生徒自身による主体的な活動が重要と考えておりますことから「滋賀県いじめ問題サミット」を行いました。昨年度から参加生徒を、それまでの各市町の代表から各中学校の代表とし、各中学校の生徒代表と担当教員が参加しました。平成29年度は、湖西・湖南地域の中学校を対象として実施しました。目的の一つとして、サミットで学んだ内容を各中学校に持ち帰り自分たちの学校の生徒会活動に活かすこと、さらに各市町教育委員会と連携し、全市町で同様の取組を開催できるようになることを掲げて開催しております。その結果、ほとんどの市町教育委員会で同様の催しを実施するようになり、中学校によっては中学校区内で小学校と取り組むところも出てきたところです。今年度、平成30年度は、湖東・湖北地域の中学校を対象にして実施予定です。

その他、資料の33～38ページに各課の施策を掲載しております。豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感などの醸成を図る施策が行われています。本日は説明を省略させていただきます。

平成29年度の実施結果については以上です。引き続き、平成30年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策について御説明いたします。資料は61ページからになります。主なものだけ御説明させていただきます。65ページの一番下を御覧ください。先ほど御説明申し上げました「滋賀県いじめ問題サミット」です。今年度は3年計画の2年目として、湖東・湖北地域の中学校を対象にして実施予定です。各中学校の代表が参加し、自分たちの取組を紹介して、それぞれ交流した後、「自分たちがいじめを防止するために何が出来るか」について討論します。昨年度の取組と今年度の取組を来年度につなぎ、生徒たちが自ら考えるいじめ防止が全県に広がる取組としていきたいと考えております。

続いて、69ページを御覧ください。教員の資質能力の向上を目指して、教職員研修として「教育相談スキルアップ研修会」を行います。この研修会では、各学校において教育相談のリーダーとなる若手・中堅教員に対して、課題解決の方策について具体的な研修を行い、教育相談体制の充実と教員の指導力向上を目的としています。今年度は小学校教員17名、中学校教員11名、県立学校教員9名、私立学校教員1名の合計38名が受講しています。事例検討を含む実践的な研修を実施しており、市町内や学校内で機会を設けて伝達講習を行い、研修内容を普及していただくよう求めているところです。

その他に主な事業として、「スクールカウンセラー等活用事業」では小学校重点校をさら

に5校増やして30校に配置しました。3年連続して小学校重点校を拡充し、スクールカウンセラーの活用が小学校に普及することを目指しています。また、「スクールソーシャルワーカー活用事業」では、今年度、配置時間を増やし、市町内での活用も充実させるとともに県立学校へも積極的な派遣を考えております。

最後に、71ページを御覧ください。「生徒指導緊急サポート事業」については、学校だけでは解決が困難な事案について迅速かつ的確に対処できるよう、県立学校や市町教育委員会等からの求めに応じて、弁護士や臨床心理士等の専門家を緊急サポートチームとして組織し学校へ派遣します。

平成30年度滋賀県いじめ防止基本方針に基づく施策については、以上でございます。

(委員長)

ただ今の事務局からの説明について、御質問・御意見はございますでしょうか。

(委員)

まず、滋賀県いじめ防止の基本方針の概要説明の中に、「児童生徒自身による主体的な活動が重要である」とありました。それを受けた形の「滋賀県いじめ問題サミット」を開催されています。これは昨年度に続き、本年度も定着を拡大するような形で進めていただいています。この事業は非常にいじめ防止には大きな効果があります。児童会や生徒会などで、子どもたちが主体的にいじめをなくそう、いじめを許さないという思いを発信することは、本当に何よりも大事です。子どもたちが本当にいじめはよくないんだということの共感や正義感を子どもたち自身から発信することはものすごく大事です。そして今、事務局の方からお話がありましたが、このサミットの内容を各校に持ち帰ること。これがまた非常に大事です。参加してる子どもたちはこんな素晴らしい取組があるんだな。じゃあ自分たちの学校でも実践してみたいと考えます。こういうところを先生方のサポートによって子どもたちが主体的に実践していく。力を入れていただいている「滋賀県いじめ問題サミット」は非常にいい取組であると思います。

もう一つは、「いじめ防止対策の推進に関する調査」というのを総務省が調査しましたが、いじめの定義を約250校中、約60校が取り間違えていることがわかりました。つまり今、説明にありました研修の中で「いじめって何ぞや？」といういじめの定義をおさえることがものすごく大事です。国も県も、いじめを見逃さないよう認知して、しっかり対応していこうというこのような研修は非常に素晴らしいと思います。どうしても、徐々に、私たち教員は、当該法律の制定以前に戻りやすい傾向から、一過性で継続性がなかったら、いじめと認知しなくていいんじゃないかとか思ってしまいがちです。その総務省の調査のそれがこの60校にあたるかもしれません。

あとですね、これをいじめと認知したら保護者が不安がるのではないとか。だから、いじめと認めないでおこうとか、あるいは子どもたちはまだ成長途上なので、こういう状

況であればしばらく見守っておいたらいいんじゃないかとか、子ども同士のトラブルをいじめと認知すると、ものすごい数になるんじゃないか、とか本来のいじめの定義から外れた定義を、いじめの定義としてしまっているところが、約4分の1あったようです。教員研修等の中で、いじめの定義をしっかりと先生方が把握しておく、認識しておくというのは実はものすごく大事なことで、その総務省の調査を見て実感しました。事務局から本場にわかりやすい説明をしていただきましたので、御参考までに申し上げます。

(委員長)

ありがとうございました。他、何かございますか。

(事務局)

「滋賀県いじめ問題サミット」につきましては、去年が湖南、湖西地域。そして今年は湖東、湖北地域。そして来年度は全県での開催を考えています。子どもたち自身でいじめについて考え、議論するということが大変大事なことでということを先生方にも確認していただきました。それからまたこのような取組が徐々に広がっているということも大変うれしく思っているところでございます。今後も、我々が行っていることを受けて、各市町や中学校区で、こういうことをやっていただけたらいいなあと思っているところでございます。

それから、先生が仰いましたいじめの定義のことは大変重要だと思います。それこそ私も研修会を含めて、いつも、いじめの定義については何回も繰り返しお話をさせていただいて、先生方の認識が薄れていかないように今後もしていきます。文科省が出しております、こんなこともいじめになるのかという事例、たとえば一回やっただけだとか、一生懸命考えていた友だちに解き方や答えを教えてあげたということについても、当事者が嫌な思いをしたのであれば、いじめとは言わないで指導はするものの、いじめの認知はしなさいよとか、そういった事例を含めながら研修を進めさせていただいているところでございます。今後も、このいじめの定義等を含めまして、先生方の研修に生かしていきたいと思っています。ありがとうございました。

(事務局)

いじめの定義につきましては、委員が仰っていただいた懸念事項を、私共も心配しています。

やはり、いじめの定義そのものについては頭では理解できているんですが、実際目の前で事象を見た時に、いじめに当たるかどうか迷ってしまうところがあるのではと思っています。その点につきましてはことあるごとに発信、啓発しているところです。昨年度のいじめ認知件数につきましては、まだ集計中でございますが、平成28年度あるいは27年度以前よりずっと認知件数の方は上がってきています。このことは各学校の教員が、意識高

くアンテナ高く、子どもたちの様子を見守っていただいているというふうに認識をしております。ただ、つつい見逃してしまうとか、この子らは大丈夫だろうといった、ちょっと甘い認識が出てしまいがちになりますので、各教師自身が、自分を戒めて取り組んでいかなければならないというふうに思っているところです。

(委員長)

ありがとうございます。

学校現場の先生方が、いじめとして認定しづらい理由の一つとして、保護者の理解が得られないんじゃないかという不安があるのではと思います。私も子どもが小学校に行ってるので感じるんですけども、もっともっと学校は積極的に保護者に対して、いじめってのはこういうものなんですっていう説明をきちんとされたらいいんじゃないかなということを常々思っています。

どうしていじめっていうのはこんなに広い定義に今なってるのかっていうことも丁寧に説明すれば、そんな無用な誤解を招くこともないのではと感じているところです。

それと、一つ教えていただきたいのは、「滋賀県いじめ問題サミット」のことです。非常に素晴らしい取組だなあと感じて聞かせていただきました。生徒自身が自主的にやる場所に意味があるとは思いますが、こういうイベントをやろうと思ったら絶対に先生のサポートも必要だと思います。そのバランスが大変難しいと思いますが、実際にされているサミットの様子、生徒たちの様子っていうのがどんなものか、少し御紹介いただきたく思います。

(事務局)

生徒の様子でございますが、参加者は主に生徒会の子ども、もしくは代表で来ている子どもたちです。グループごとに本当に積極的に話をします。子どもたちは事前にいじめに係る自分の学校での取組を画用紙一枚にまとめてきており、それを基に交流します。グループで交流をしますが、一回の交流ではそのグループだけでしか交流できませんので、前半、後半でグループを入れ替えて交流をするようにしています。その中で、子どもたちが「こんなやり方があるのか」とか「これ、うちも同じようなやり方でやってるな。でも、こういうふうなやり方にしたら、もっとみんなに広がるな」とか考えながら子どもたちは積極的に意見を出して、話を進めていきます。どのグループも「時間が足りない」「もっと時間がほしい」というような思いで交流を終わっています。先生方は傍にはいますけどもサポートはしません。子どもたちが活動している姿を見て、頼もしく思うとともに、その場での成長を願っておられます。

以前はグループで出てきた意見を基に「いじめ防止3カ条」を作ったこともありましたが、今回のサミットでは交流後に各自が我が校で実践することを宣言し、紙に書きました。そして、あらかじめこちらで模造紙をつなげて作成した大きな台紙にその紙を貼っていき

ます。昨年度と今年度の2年にわたって貼ることで、あるものが見えてくるように作っています。3回目の全県の中学校が一堂に会するサミットでは、出てきたあるものを確認しながら、滋賀県の皆で一緒にやってみようという取組もしているところです。

(委員長)

なるほど。ありがとうございました。3ヵ年計画ということで、3年通しての企画をされているということなんですけど、次々に子どもたちは卒業していく訳ですから、そういう取組を継続的に色々考えていけたらいいのかなというふうに思いました。

(委員)

68 ページの(3) 関係機関等との連携等についてなんですが、例えば学校と警察であるとか、様々な連携関係を意識されてると思うんですが、例えば児童相談所との連携などは、どのようにお考えでしょうか。

(事務局)

今、委員おっしゃっていただいた児童相談所との連携でございますが、たとえばいじめに関わっての児童相談所との連携では加害者となった子どもたちが警察から児相通告という形で児童相談所に行って、関わりを持つということがございます。被害者となった子どもたちについて、児童相談所に関わっていただくことは、私自身の経験ではありませんがやはり加害の子どもたちとの連携があるんじゃないかと推測しています。

(委員)

ありがとうございます。滋賀県のいじめ問題に限らずなんですが、もう10年以上前になりますが、私は京都市の児童相談所で児童福祉司をしておりました。福祉と教育、学校現場の間には壁があり連携の難しさを感じました。今、教員養成の学部のある、そして社会福祉、保育士の資格養成の大学に勤めています。この教育と福祉の違いが本当に壁になっています。私は福祉の方のポジションなんですが、教育学部の先生とほとんど喋ることもなく、ここの連携は、全国的にも大きな課題なんだろうなと思ってます。ただ、こういう場に社会福祉の人間、それから臨床心理士の方なども呼んでいただいているので、なかなか国レベルでの方針を、すぐに要求するのは難しいですけども、加害、場合によっては被害の子どもと、児童相談所は最終的には絡んでくる人が多いんですね。だから、その意思疎通を図るための試みができればいいのかなと思ったりもしています。

(事務局)

ありがとうございます。今、委員がおっしゃっていただいた、いじめやその他問題行動について、滋賀県では拡大スバック会議と申しまして、子ども・青少年局などの福祉部局

や警察、教育委員会の各課等との連携の会議を開催しています。今、委員が仰っていたようにこのような関係機関との連携を深めるために、そして、その連携を基に、子どもたちを健全育成していくため、今後もこの会議を充実していきたいと思っております。ありがとうございます。

(委員長)

他、何かございますでしょうか。

(事務局)

今の話の続きになりますが、「滋賀県いじめ防止基本方針」の概要版の中程「組織の設置」の(1)に記載しておりますように、「滋賀県いじめ問題対策連絡協議会」を県で設置しております。この協議会は県庁内部局の代表者や県警、児童相談所、県立・私立の高校、関係行政機関、関係団体の代表者、さらに学識経験者にも御参加いただき、いじめ問題に関わって、現在の状況や各部局・政策等の情報共有を行ったり、中学校や高校、各市町から特別講師として招き取り組んでいただいていることを具体的に紹介していただいたりしながら部局横断的に取り組んでいるところです。

(委員長)

議事は以上となりますが、他に何かありますか。特にないようでしたら、最後に本日の委員会の議事録についてですが、議事録(案)を作成し、皆様にも確認いただいたうえで、公表させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これで「平成30年度第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」の審議を終了いたします。委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございました。ここで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にあたりまして、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

委員の皆様から「『要指導』、『要支援』、『見守り』、『解消』、『重大事態』、こういった分け方で案件等を分析していくとよい」ことや「広く保護者の方々にいじめとは、どうしてこのように広義で捉えられているのかを丁寧に説明する必要がある」こと、また「教育と福祉との連携強化」の話もいただきました。今後、いただきました御意見を教育委員会事務局で検討し、よりよいいじめ対策につなげてまいりたいと考えております。

それではこれで本日の会議を終了させていただきます。

なお、これまで、当委員会は各年度複数回、開催しておりましたが、今年度は定例の開催を1回とします。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。